

危険! 守ろう! 交通ルール

みんなに注意し、事故をなくそう

歩行者は…



道路を渡るときは、横断歩道を横断しましょう

「歩行者横断禁止」の標識のある道路では横断してはいけません。横断歩道以外や横断禁止場所を横断した場合、2万円以下の罰金または料金が科せられます。

高齢者は…



よく見てわたろう

左右の安全確認を徹底しましょう

信号に従う、横断歩道を渡るなど交通ルールを守り、外出時には明るい色の服装や反射材を身につけるなど、ドライバーが見つけやすいように工夫しましょう。

平成25年江東区内で発生した交通事故件数は1,260件と12年連続して減少しています。しかし毎年交通事故によって、何人もの尊い命が失われています。交通事故を起こさないために、自動車の運転者、自転車利用者、歩行者などみんなが、道路交通法に定められた交通ルールと、「まわりをよく見てゆずりあい、思いやる」交通マナーを守ることが大切です。

自転車利用者は…



まず止まりましょう!

そして右・左をしっかりと確認!

標識のあるところでは一時停止をして、左右をしっかりと確認しましょう

車道と路側帯は左側通行、歩道では車道寄りを徐行し安全に利用しましょう。

自動車の運転者は…



シートベルトとチャイルドシートを正しく着用しましょう

運転は常に周囲に気を配り、次に起きる状況を予測しながら運転しましょう。



「それは交通違反です!」
 「車が来ないから赤信号でも渡っちゃおう!」
 「横断歩道まで行くのが遠いから…」
 これらは交通ルール違反です。歩行者にも信号に従うことや横断歩道

高齢者の交通事故多発!

都内で発生する交通死亡事故のうち、高齢者の占める割合は4割を超え、毎年70人以上の方が交通事故により命を落としています。また状況別では、歩行中、自転車乗用中が約8割となっており、歩行中の約5割、自転車乗用中の約7割の方に何らかの交通違反がありました。

歩行者用信号の意味

交通ルールに違反した場合、交通事故で被害にあっても過失とみなされ、保険の補償等が制限される場合があります。

	青色の灯火の点滅	
歩行者は横断してはならない	歩行者は横断を始めてはならない。横断中の歩行者は速やかに横断を終えるか、引き返さなければならない	歩行者はとどまらずに進むべき

子ども・いじめの交通事故

こどもの交通事故は、自転車事故では安全不確認や一時停止などを原因とする交差点での出会い頭の事故が多く、歩行者の事故では飛び出しが多くなっています。左右の安全確認を徹底することをくり返し教えましょう。

ドライバーのみならず、覚えておこう安全運転のポイント

車の重大事故の原因の多くは「操作不適」「安全不確認」「ぼんやり・わき見運転」などです。こどもは安全を確認しないで急に飛び出してくることがあります。学校や幼稚園、公園付近など、こどもが多い場所では特に慎重に運転しましょう。また、シートベルト非着用時の致死率は着用時の約14倍、チャイルドシート非着用時の死亡重傷率は使用時の約3倍です。事故の被害を軽減するためにもすべての座席でシートベルトとチャイルドシートを着用しましょう。

恐怖! 自転車の危険運転

昨年、こどもの起こした自転車事故の賠償金として、母親に対し9,500万円の支払い命令が出されました。信号無視やスピードの出しすぎ、一時停止などの危険走行が重大な事故を招き、人を死なせてしまうこともありま。自転車事故の多くは30歳代から40歳代で発生していますが、こどもの死傷者のうち約2割は保護者の自転車同乗中に発生しています。安全な走行を心がけ、こどもにはヘルメットを着用させましょう。また、道路の放置自転車は歩行者・車いすの方や車両の通行の障害となるだけでなく、点字ブロックをふさぐなど、事故につながる恐れもあります。自転車の放置は絶対にやめましょう。